

サプライヤーおよび下請業者の行動規範（「本規範」）

SGLカーボン・エス・イーおよびその関連会社（以下、あわせて「SGL Carbon」という。）は、カーボン業界におけるリーディング・カンパニーの一つである。SGL Carbonの目標は、最高の品質基準に基づいた製品を顧客に提供しつつ、その業務を法的、倫理的かつ持続可能な原則（プリンシプル）に則って遂行することである。SGL Carbonは、サプライヤーおよび下請業者と共に、我々の業界における基準を設定したいと考えている。

このため、SGL Carbonは、SGL Carbonのすべての従業員を拘束する「業務上の行動および倫理規範（[Code of Business Conduct and Ethics](#)）」を遵守する。同様に、当グループのすべてのサプライヤーおよび下請業者は、下記に定める基準を満たして当グループに協力するとともに、法的、倫理的かつ持続可能な振る舞いを誓約することが期待されている。

1. 品 位

- SGL Carbonの従業員、他社の従業員または公務員の決定に対して、いかなる犯罪的もしくは非倫理的な影響も与えられることがないように、積極的かつ強力にこれを退け、かつ、賄賂の授受、脅迫および横領を含む、社内のいかなる腐敗にも対抗することを誓約する。
- あらゆる競争制限的な行動または合意を禁止しまたこれを避け、かつ、違法なカルテルに対して抵抗することを誓約する。
- 適用ある輸出管理および関税規制に従い、サービスおよび物品を提供することを誓約する。
- 正確かつ完全な会計帳簿を維持することを誓約する。

2. 社 会

- すべての事業所において健康、安全および安寧な労働環境を提供し、かつ、継続した改善がなされるマネジメント・システムを実施することを誓約する。
- 労働者の人権を擁護し、労働者に尊厳と尊敬をもって接し、雇用および労働条件に関する適用ある規定を遵守し、特に人身売買もしくは奴隷、強制労働、児童就労および職場における差別等に対し立ち向かうことを誓約する。
- 適用ある国の法律および国際労働基準に則った公正かつ合法的な基準に基づき労働者を雇用し、給与を支給する。
- 「紛争鉱物」に適用される法律及び条例、例えばドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法第1502条や、それに類する欧州連合指令、条例、国内法を遵守することを誓約する。

3. 環 境

- 持続可能な事業を行い、かつ、必要な許認可、リサイクル、ごみの削減および環境有害物質の放出防止を含む、環境保護のために適用されるすべての法的基準を遵守することを誓約する。

SGL Carbonは、国連グローバル・コンパクト（UN Global Compact）の原則を遵守するとともに、SGL Carbonのサプライヤーおよび下請業者が、その業務を提供する際、あるいは、それらの業者のために業務を提供する全ての会社が、本規範だけでなく、上記の原則のすべてを実施することを期待する。

サプライヤーおよび下請業者は、本規範に定める原則および基準について、積極的にガイダンスを求めるべきである。サプライヤーおよび下請業者は、自己の従業員による違反や不正行為の可能性に気が付いた場合には、それらの情報および調査結果を共有し、調査に対し協力するだけでなく、本規範にかかるすべての懸念を報告し、すべての違反を開示することが期待されている。

上記の開示のため、貴社は、貴社が匿名でかかる開示を行うことができるSGL Carbonのコンプライアンス・ホットラインを使用すべきである。

Email: confidential-compliance@sglgroup.com （日本語対応可能）

電話: +49 (0)611-6029-230 （日本語対応不可能）

重大な違反およびその非開示または上記の原則および基準の不遵守があった場合には、直前の通知をもって取引関係を終了する可能性がある。そのような場合、SGL Carbonは、かかる違反により生じた損害すべてにつき損害賠償を求める権利を留保する。

相互的な信頼に基づく適法な取引関係を維持する目的で、SGL Carbonは、SGL Carbonのサプライヤーおよび下請業者が本規範を積極的に遵守することを期待しており、サプライヤーおよび下請業者は、本規範を積極的に遵守することの証として、下記の事項を表明する。

- 当社は、SGL Carbonのサプライヤーおよび下請業者のための行動規範を受領しており、かつ、当社の契約上の義務に加え、かかる規範の原則および基準を遵守する。

場所、日付

署名

会社名 及び 代表印

担当者 記名（大文字）、部署